

総

務



中学校における税務教室「わたしたちの暮らしと税」

総務

1 市庁舎

<p>(1) 本庁舎</p> <p>所在地 一宮町一丁目5番1号 ☎65-1234</p> <p>沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用） 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置、 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁</p>	<p>敷地面積 1万7,453.13㎡</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>建築面積 3,607.48㎡</p> <p>延床面積 1万5,235.94㎡</p> <p>建物の高さ 36.4m</p> <p>駐車場 収容台数 約170台(来客用)</p> <p>建設事業費 30億1,000万円(建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円)</p>
--	--

(2) 支所庁舎

区分	上部支所	川東支所	別子山支所
所在地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲482番地の3 ☎64-2011
敷地面積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建築年月日	昭和55年3月29日(新築)	昭和54年3月25日(新築) 昭和61年2月12日(増築)	昭和35年(別子小学校弟地分校として新築、昭和41年から別子山村役場として使用) 昭和57年、昭和63年、平成3年(増築)
建設事業費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 1億4,965万円 —

(3) 本庁舎案内図

		機 械 室				議 場 傍 聴 席													
6 階 (議事堂)	議事事務局	記録室	議会図書室	議会資料室	議員応接室1・2	議員控室	正副議長応接室	正副議長室	協議員全員の室	委員会議室	第1、2、3、4	議場							
5 階	企画政策課	選挙管理委員会事務局	農業委員会事務局	監査委員事務局	監査委員室	教育長室	学校教育課	スポーツ文化課	社会教育課	事務局	教育委員会	市人権擁護課							
4 階	建築指導課	建築住宅課	用地課	道路課	国土調査課	都市計画課	建設部	土地開発公社	面談コーナー	下水道建設課	下水道管理課	環境部	運輸観光課	産業振興課	農林水産課	農地整備課	經濟部		
3 階	記者クラブ	地方創生推進室	財政政策課	総合政策課	秘書広報課	企画部	副市長室	市長室	行政資料室	参与室	市民防災安全課	市民部	総務課	総務課	総務課	入札室	契約課	総務部	
2 階	債権管理対策室	資産税課	市民税課	収税課	管財課	総務部	福祉包括支援センター	福祉部	企業部	消費生活センター	市民相談コーナー	面談コーナー	法務局窓口	男女共同参画課	地域コミュニティ課	市民部	環境保全課	ごみ減量課	環境部
1 階	市民課	市民課	東案内	総合案内	授乳室	キッズコーナー	面談コーナー	生活福祉課	生活福祉課	地域福祉課	介護福祉課	子育て支援課	福祉部	出納室			市役所出張所	伊予銀行新居浜	
地 階					機械室		宿直警備室 (休日・夜間付)			売店		食堂							

(車庫棟)



2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(28. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分		土地(地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非木造	計	
行政財産	本 庁 舎	22,985	259	20,867	21,126	
	その他の 行政機関	(消防) 施設	14,689	27	6,252	6,279
		その他の施設	691,756	212	55,784	55,996
	公 共 用 財 産	学 校	491,889	4,424	170,162	174,586
		公 営 住 宅	227,580	5,980	119,265	125,245
		公 園	878,236	176	1,614	1,790
		その他の施設	962,606	8,657	124,238	132,895
小 計		3,289,741	19,735	498,182	517,917	
普通財産	山 林	48,024,607	240	30	270	
	普通財産・その他一般	360,967	4,326	17,461	21,787	
	工業団地臨海工業用地	26,065	0	0	0	
	小 計	48,411,639	4,566	17,491	22,057	
合 計		51,701,380	24,301	515,673	539,974	

(2) 物 権

(28. 3. 31 現在・単位:㎡)

区 分	地 積
地 上 権	67,662
借 地 権	204,652
無 償 借 地 権	85,648
合 計	357,962

(3) 有価証券

(28. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
株 券	132,292

(4) 出資による権利

(28. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
愛媛県漁業信用基金協会	3,150
愛媛県農業信用基金協会	510
(有)別子木材センター	34,880
新居浜市土地開発公社	10,000
(社福)新居浜社会福祉事業協会	1,000
地方公共団体金融機構	8,206
愛媛県信用保証協会	17,903
(公財)愛媛の森林基金	14,618
(公財)えひめ海づくり基金	13,472
(公財)新居浜市文化体育振興事業団	50,000
(公財)えひめ産業振興財団	17,913
(公財)愛媛県国際交流協会	3,789
(一財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金	3,135
(公財)えひめ東予産業創造センター	375,905
(公財)愛媛県暴力追放推進センター	11,582
(一財)愛媛県廃棄物処理センター	539
(公財)えひめ農林漁業振興機構	16,834
愛媛県災害ボランティア支援本部	1,818
(公財)愛媛県スポーツ振興事業団	11,624
(公財)愛媛県文化振興財団	3,518
合 計	600,396

(5) 基金 (28.3.31現在・単位:千円)

区 分	金 額
特別奨学基金	31,548
奨学資金貸付基金	99,625
青野記念奨学基金	74,582
入学準備金貸付基金	2,232
財政調整基金	5,588,046
土地開発基金	800,000
体育施設建設基金	692,988
平尾墓園管理基金	104,036
文化振興基金	1,429,065
寺尾音楽教育振興基金	10,000
減債基金	640,968
図書館図書整備基金	35,809
地域福祉基金	492,637
生活文化まちづくり基金	10,387
国際交流基金	37,449
工藤交通災害遺児修学基金	10,362
ふるさと・水と土保全対策基金	10,185
国民健康保険財政調整基金	752,434
介護給付費準備基金	412,845
浮川健康づくり基金	50,714
公共施設整備基金	1,522,211
別子山振興基金	385,721
災害対策基金	138,148
こども夢未来基金	4,254
合併振興基金	1,843,142
あかがね基金	112,946
環境保全基金	77,763
ものづくり産業振興基金	25,863
美術品購入基金	112,517
合 計	15,508,477

(債権額等含む)

財政調整基金	平成28年5月31日	440,000千円	取崩し
平尾墓園管理基金	平成28年5月31日	3,287千円	取崩し
文化振興基金	平成28年5月31日	595,999千円	取崩し
減債基金	平成28年5月31日	24,028千円	取崩し
国際交流基金	平成28年5月31日	1,515千円	取崩し
地域福祉基金	平成28年5月31日	29,845千円	取崩し
国民健康保険財政調整基金	平成28年5月31日	191,616千円	取崩し
公共施設整備基金	平成28年5月31日	385,808千円	取崩し
合併振興基金	平成28年5月31日	77,248千円	取崩し
あかがね基金	平成28年5月31日	9,993千円	取崩し
環境保全基金	平成28年5月31日	5,381千円	取崩し

3 債 権 管 理

地方分権改革により国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理に向けた方針・手法について検討・実施している。

(1) 新居浜市債権管理条例等

債権管理の基本は法令順守であり、地方自治法や各種関係法令、また昨年度「市民負担の公平性及び財政の健全性の確保」を目的に制定した新居浜市債権管理条例の規定に従い、市の債権を適正に管理する。

(2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的としている。

(3) 強制徴収債権の滞納整理

税外債権で、市税の徴収と同様に自力執行権のある債権については、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう、債権管理対策室が支援・助言を行っていく。特に公売手続きが必要な案件について、債権所管課から債権管理対策室が移管引き受けし、債権回収を進めている。

(4) 非強制徴収債権の滞納整理

自力執行権のない非強制徴収債権のうち、滞納額及び件数の多いことから指定した重点滞納債権について、債権管理対策室が支援して、所管課が訴えの準備が整った債権から順次強制執行等の法的措置を行い、債権回収を進めていく。

移管引受債権の徴収実績

引受年度	区分	項目	引受件数	引受金額 (本料のみ)	徴収金額 (督促手数料・ 延滞金含む)	徴収率	差押件数
26		保育所保育料	10件	2,686,600円	3,122,200円	85.36%	7件
		国民健康保険料	10	8,480,780	6,294,680	67.26	10
		介護保険料	11	1,811,267	1,707,927	85.67	12
		下水道使用料	10	3,728,721	1,887,526	42.42	7
		計	41	16,707,368	13,012,333	66.62	36
27		保育所保育料	4	1,433,200	1,531,200	99.13	4
		国民健康保険料	15	9,618,650	2,747,973	26.81	15
		介護保険料	17	2,688,770	1,429,700	49.63	15
		下水道使用料	4	723,917	115,147	13.46	1
		計	40	14,464,537	5,824,020	37.55	35

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区分		年度	25	26	27
工事請負契約	市内業者	件数	380	361	317
		金額	4,716,080 (45,252)	4,610,627	5,184,148 (4,223)
	市外業者	件数	40 (1)	48	51 (2)
		金額	1,729,835 (45,252)	1,322,708	4,355,677 (4,223)
	合計	件数	420 (1)	409	368 (2)
		金額	6,445,915 (90,504)	5,933,335	9,539,825 (8,446)
物品購入契約	件数	2,741	2,705	2,923	
	金額	164,025	235,260	458,741	

注1：()内件数は共同企業体

注2：()内金額は出資比率による。

注3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4：工事請負契約は、水道局及び港務局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(28.4.1現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者		
個 人 市民税	均等割	定額 3,500円		56,654人 (27年度)		
	所得割	6.0%				
法 人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 300万円	18 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 175万円	12 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 41万円	191 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 40万円	23 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 16万円	145 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 15万円	41 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 13万円	508 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 12万円	25 社	
		上記以外の法人等		年額 5万円	2,534 社	
		合計			3,497 社	
	法人 税割	<u>12.1</u> 100				
軽 自 動 車 税	原動機付自転車			(課税台数)		
	ア 第1種原付50cc以下			年額 2,000円	10,642台	
	イ 第2種原付(乙)50cc超90cc以下			年額 2,000円	1,243台	
	ウ 第2種原付(甲)90cc超125cc以下			年額 2,400円	1,833台	
	エ ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)			年額 3,700円	99台	
	軽自動車及び小型特殊自動車					
	ア 2輪のもの			年額 3,600円	1,147台	
	イ 3輪のもの	乗用のもの	(新税率)		年額 3,100円	0台
			(重課税率)		年額 3,900円	0台
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)		年額 4,600円	1台
			(" 50%軽減)		年額 1,000円	0台
			(" 25%軽減)		年額 2,000円	0台
			営業用		年額 3,000円	0台
			(新税率)		年額 5,500円	6台
			(重課税率)		年額 6,900円	0台
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)		年額 8,200円	3台
			(" 50%軽減)		年額 1,800円	0台
	(" 25%軽減)		年額 3,500円	0台		
	ウ 4輪以上のもの	乗用のもの	自家用		年額 5,200円	0台
			(新税率)		年額 7,200円	24,515台
(重課税率)			年額 10,800円	153台		
(グリーン化特例(軽課)75%軽減)			年額 12,900円	5,374台		
(" 50%軽減)			年額 2,700円	0台		
(" 25%軽減)			年額 5,400円	811台		
営業用			年額 8,100円	848台		
(新税率)			年額 3,000円	101台		
(重課税率)			年額 3,800円	0台		
(グリーン化特例(軽課)75%軽減)			年額 4,500円	43台		
ウ 4輪以上のもの	貨物用のもの	自家用		年額 1,000円	0台	
		(新税率)		年額 1,900円	0台	
		(重課税率)		年額 2,900円	1台	
		(グリーン化特例(軽課)75%軽減)		年額 4,000円	6,356台	
		(" 50%軽減)		年額 5,000円	366台	
		(" 25%軽減)		年額 6,000円	3,637台	
		営業用		年額 1,300円	0台	
		(新税率)		年額 2,500円	0台	
		(重課税率)		年額 3,800円	82台	
		(グリーン化特例(軽課)75%軽減)		年額 2,400円	101台	
エ 農耕作業用自動車			年額 3,600円	22台		
オ ボートトレーラー			年額 5,900円	96台		
カ その他のもの			年額 6,000円	1,475台		
キ 2輪の小型自動車			年額	計 58,955台		

税 目	区 分 ・ 税 率 等	納税義務者
たばこ税	1,000本につき 5,262円 (旧3級品以外) 1,000本につき 2,925円 (旧3級品)	5社
入湯税	1人1日について150円	1社
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)	48,565人
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$	34,836人
特別土地保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数 (課税状況調)

市民税

ア 個人

(27.7.1 現在・単位：人)

区分 \ 年	23	24	25	26	27
普通徴収	14,465	14,390	14,005	12,433	8,317
特別徴収 (給与)	31,265	31,441	31,897	34,052	39,099
特別徴収 (年金)	11,146	11,296	11,181	10,122	9,187
計	56,876	57,127	57,083	56,607	56,603

イ 法人

(27.7.1 現在・単位：社)

区分 \ 年	23	24	25	26	27
法人均等割納税義務者数	3,388	3,427	3,414	3,463	3,497

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

(28.4.1 現在)

区分 \ 地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計	
地積	評価総地積 (㎡)	8,159,161	6,326,209	24,693,973	27,335	59,890,549	102,556	3,988,430	103,188,213
	法定免税点以上(㎡)	7,294,031	5,031,170	24,515,799	19,429	57,421,416	70,043	3,880,908	98,232,796
決定価格	総額 (千円)	1,401,386	1,396,300	488,577,691	52,754	909,344	3,203	29,295,628	521,636,306
	法定免税点以上(千円)	1,324,075	1,348,610	487,033,466	52,518	870,235	2,191	29,109,450	519,740,545
課税標準額 (千円)		1,123,528	1,001,696	197,198,315	36,844	870,235	2,025	20,007,053	220,239,696
筆数	評価総筆数	13,418	12,434	113,860	32	8,779	210	10,269	159,002
	法定免税点以上	11,795	9,258	111,430	24	6,831	155	8,584	148,077
単当たり価格	平均価格 (円/㎡)	171	220	19,785	1,929	15	31	7,345	5,055
	最高価格 (円/㎡)	41,589	52,413	82,990	14,372	48	9,310	74,163	82,990

イ 家 屋

(28.4.1 現在)

区 分		総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上 (B)	構 成 ($\frac{B}{A}$)
納 税 義 務 者 (人)		43,202	4,503	38,699	89.57
棟 数	木 造	55,198	5,200	49,998	90.57
	木 造 以 外	19,352	282	19,070	98.54
	計	74,550	5,482	69,068	92.64
床 面 積 (m^2)	木 造	4,720,037	292,377	4,427,660	93.80
	木 造 以 外	4,540,252	5,893	4,534,359	99.87
	計	9,260,289	298,270	8,962,019	96.77
決 定 価 格 (千円)	木 造	90,215,314	395,806	89,819,508	99.56
	木 造 以 外	144,153,313	21,091	144,132,222	99.98
	計	234,368,627	416,897	233,951,730	99.82
単 位 当 価 格 (円/ m^2)	木 造	19,113	1,354	20,286	—
	木 造 以 外	31,750	3,579	31,787	—

ウ 償却資産

(28.4.1 現在)

区 分		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課 税 標 準 の 特 例 規 定 の 適 用 を 受 け る も の	左 記 以 外 の も の
市 決 定 が し 価 た 格 も の	構 築 物	37,487,672	36,750,839	483,837	36,267,002
	機 械 及 び 装 置	108,713,660	106,165,717	3,082,431	103,083,286
	船 舶	3,012,537	1,554,900	1,457,636	97,264
	車 両 及 び 運 搬 具	659,712	659,712	0	659,712
	工 具 器 具 備 品	13,125,611	13,106,541	12,670	13,093,871
	小 計 (イ)	162,999,192	158,237,709	5,036,574	153,201,135
法 関 第 二 八 九 条 係	総 務 大 臣	29,229,216	27,377,021		
	県 知 事	59,689	59,427		
	小 計 (ロ)	29,288,905	27,436,448		
合 計 (イ)+(ロ)		192,288,097	185,674,157		

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況 (滞納繰越分含む)

(単位:千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
23	20,023,899	18,952,875	94.65%
24	19,523,367	18,557,847	95.05
25	19,726,814	18,902,720	95.82
26	19,581,696	18,920,673	96.62
27	19,855,434	19,264,958	97.03

イ 平成27年度税目別収納状況

(単位:千円)

税 目		調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税	個 人	5,732,681	5,548,723	96.79%
	法 人	2,608,515	2,599,000	99.64
	小 計	8,341,196	8,147,723	97.68
固 定 資 産 税		9,103,523	8,782,538	96.47
交 付 金		11,757	11,757	100.00
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.00
軽 自 動 車 税		311,824	288,264	92.44
市 た ば こ 税		871,519	871,519	100.00
入 湯 税		497	497	100.00
都 市 計 画 税		1,215,118	1,162,660	95.68
総 計		19,855,434	19,264,958	97.03

(5) 納税貯蓄組合

区分	年度	23	24	25	26	27
組 合 数		27	24	24	23	22
課 税 者 数 (人)		1,345	1,292	1,292	1,230	1,205
期 限 内 納 付 額 (千円)		129,651	125,845	128,420	119,973	111,324
市税調定額(県民税含む) (千円)		133,619	128,299	129,650	122,550	112,255
納 付 率 (%)		97.03	98.09	99.05	97.90	99.17

6 職 員

(1) 職員数

(28.4.1現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	638	401	211	1		613
水道局	45	16	21			37
消防長の事務部局	134	133				133
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	45	33	3		7	43
その他の教育機関	64	6	9	26	7	48
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	6	2	1			3
合 計	956	612	245	27	14	898

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(28.4.1現在)

区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名	部長	次長	課長 主幹 技幹	副課長	係長 主査	主任	上級主事	主事	
職員数(人)	10	26	62	86	165	65	45	51	510
構成比(%)	1.9	5.1	12.2	16.9	32.4	12.7	8.8	10.0	100.0

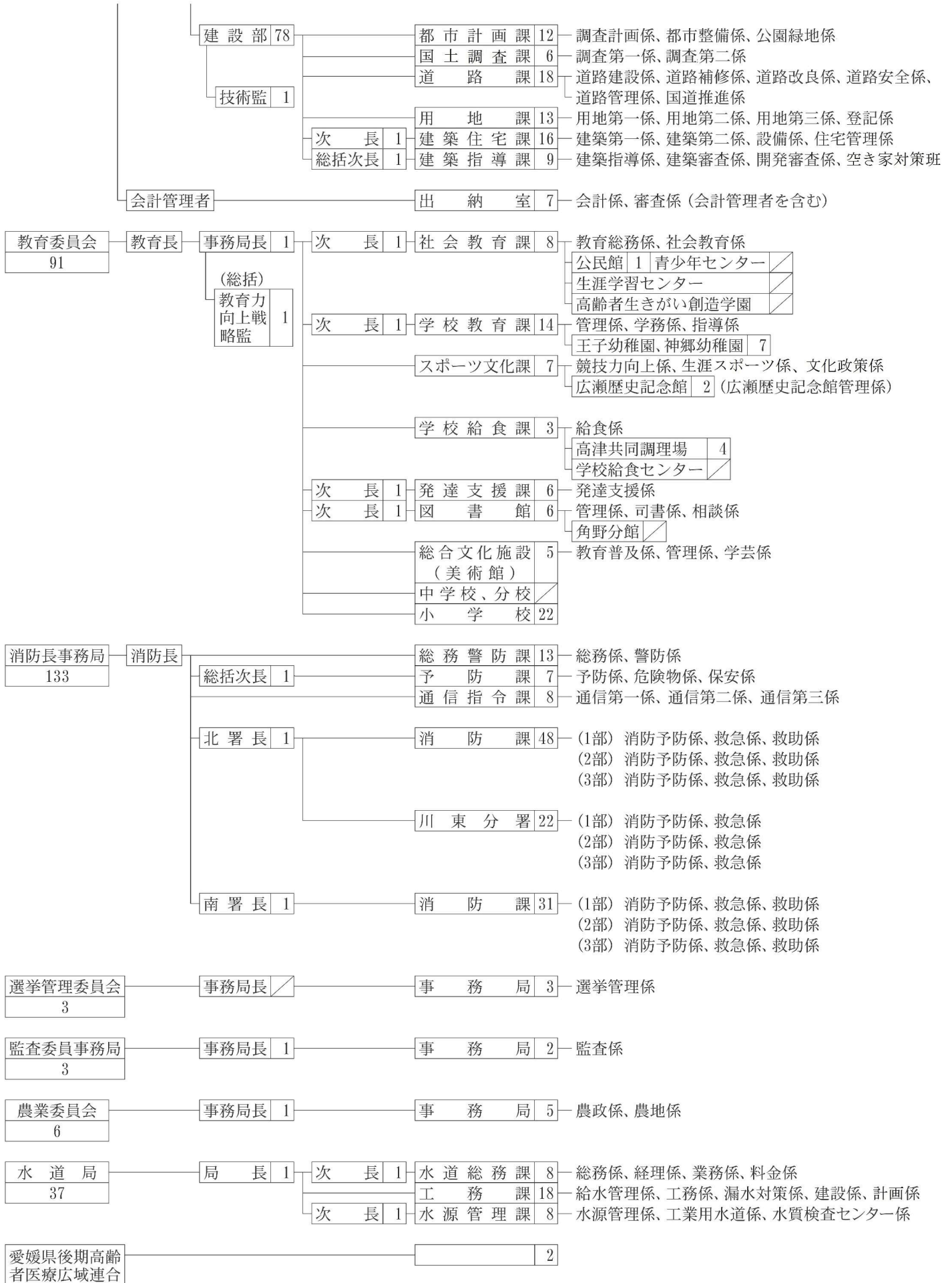
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

注2：再任用職員(短時間は除く。)を含む。

7 行政機関と職員数

(28.4.1現在)

議会 9	事務局長 1	議事課 8	庶務係、議事係、調査係		
市長 614	副市長	企画部 55 (総括) 地方創生推進監 1 技術監 1	総合政策課 8	政策調整係、企画統計係、行政改革推進係	
			次長 1	秘書広報課 7	秘書係、広報係、広聴係
			財政課 8	財務調整係、財政情報係	
			情報政策課 6	システム開発係、システム管理係、情報化推進係	
			次長 1	別子銅山文化遺産課 2	保存活用係、整備推進係
				地方創生推進室 2	戦略推進係
				国体推進室 9	企画広報係、第一競技係、第二競技係
				港湾管理課 8	管理係、計画係、建設係
		総務部 97	総務課 7	法制係、事務管理係	
		総括次長 1	人事課 16	人事係、給与係、研修厚生係、健康管理係	
			契約課 5	契約係、工事検査班	
			管財課 8	財産係、財産整理係、車両係	
		次長 1	市民税課 15	税制係、市民税係、諸税係	
			資産税課 21	土地係、家屋係、償却資産係	
			収税課 19	納税管理係、収税係	
			債権管理対策室 3	債権管理対策係	
		福祉部 210 (総括) 健康長寿戦略監 1	地域福祉課 14	地域福祉係、障がい福祉係、障がい支援係	
		次長 1	生活福祉課 18	援護第一係、援護第二係、自立支援係	
			介護福祉課 17	介護総務係、事業所指導係、介護保険料係、介護認定係、高齢福祉係	
		次長 1	子育て支援課 13	保育係、支援係、給付係 清光寮 保育園 81	
			国保課 25	賦課係、徴収係、給付係、医療費適正化係、後期高齢者医療係	
			保健センター 21	健康推進係、成人保健係、母子保健係、感染症予防係、精神保健係、医療対策係	
			東新学園 9	管理係、指導第一係、指導第二係、	
		市民部 56	総括次長 1	地域コミュニティ課 6	協働推進係、地域交流係 消費生活センター 2 (消費者行政係)
				防災安全課 6	危機管理係、防災情報係、安全対策係
			人権擁護課 4	人権擁護係、人権啓発係 瀬戸会館 1 大島教育集会所 1	
	次長 1	男女共同参画課 3	男女共同参画係、相談支援係		
		市民課 25	庶務係、窓口係、記録係、住居表示係、国民年金係		
		上部支所 3	市民係		
		川東支所 3	市民係		
	環境部 61	総括次長 1	環境保全課 10	環境政策係、環境衛生係、墓地管理係 斎場 1	
			ごみ減量課 9	ごみ業務係、ごみ減量係、まち美化係	
			環境施設課 3	施設整備係 清掃センター 5 (焼却施設管理係、リサイクル施設管理係) 最終処分場 1 衛生センター 3 (衛生センター管理係)	
			下水道管理課 10	経理係、業務係	
	次長 1	下水道建設課 14	下水処理場 3 (下水処理場管理係) 計画係、公共下水道係、河川水路係、維持管理係		
	経済部 50 (総括) 産業戦略監 1	次長 1	産業振興課 8	商工係、企業立地係、労政係	
			運輸観光課 15	運輸企画係、観光物産係、渡海船係 新居浜市観光交流施設 東平記念館 1	
	次長 1	農林水産課 10	農政係、漁政係、林政係		
			農地整備課 8	管理係、土地改良係、法定外公共物係	
			別子山支所 5	総務係、市民係、経済係	



8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職名		25. 4 改正 25. 4 適用	27. 4 改正 27. 4 適用	28. 4 改正 28. 4 適用
市長	月額	974,000	955,000	956,000
副市長(統括)	〃	795,000	779,000	780,000
副市長(特命)	〃	696,000	682,000	683,000
監査委員	〃	450,000	441,000	442,000
固定資産評価員	〃	313,500	—	—
教育長	〃	670,000	657,000	658,000
教育委員会委員長	〃	150,800	—	—
教育委員会委員	〃	126,100	126,100	126,100
選挙管理委員会委員長	日額	22,900	22,900	22,900
選挙管理委員	〃	20,900	20,900	20,900
選挙管理委員補充員	〃	14,100	14,100	14,100
監査委員(非常勤)	月額	250,900	250,900	250,900
監査委員(議会選任)	〃	52,100	52,100	52,100
固定資産評価審査委員会委員	日額	14,100	14,100	14,100
公平委員会委員長	〃	15,600	15,600	15,600
公平委員会委員	〃	15,600	15,600	15,600
農業委員会会長	月額	62,700	62,700	62,700
農業委員会会長代理	〃	49,100	49,100	49,100
農業委員会委員	〃	44,200	44,200	44,200
農業委員会部会長	〃	49,100	49,100	49,100
選挙長	日額	19,800	19,800	19,800
開票管理者及び投票所の投票管理者	〃	18,200	18,200	18,200
開票立会人、選挙立会人及び投票所の投票立会人	〃	14,100	14,100	14,100
法令又は条例の規定により出頭した選挙人、その他関係者	〃	9,000	9,000	9,000
法令又は条例の規定により公聴会に参加した者の実費弁償	〃	9,000	9,000	9,000

注1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

注3：新制度による教育長が任命されるまでの間は、従前のおり教育委員会委員長を置くこととした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(28.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数				年齢				最高				最低					
			年		月		歳		月		給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
			年	月	歳	月	年	月	歳	月		年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	451,694	36	2	58	4	458,221	36	1	59	6	446,500	35	1	57	1				
次長相当職	32	423,093	33	9	56	0	437,143	41	1	59	0	417,344	31	1	55	0				
課長相当職	48	409,842	32	4	55	4	416,261	41	1	59	9	394,591	33	1	56	6				
主・技幹相当職	38	404,185	32	5	54	2	418,100	35	1	53	3	394,591	36	1	58	3				
副課長相当職	129	392,226	28	8	51	4	400,600	38	1	59	10	377,000	22	1	46	3				
係長相当職	181	363,524	22	4	44	6	388,300	35	1	58	9	338,000	16	1	38	6				
主査相当職	116	357,232	23	3	44	7	389,600	35	1	53	0	322,800	15	1	37	2				
主任相当職	123	286,345	13	5	36	6	354,700	20	1	43	0	256,100	13	1	31	0				
主事相当職	186	206,975	4	2	28	0	308,000	30	1	50	3	144,600	0	1	18	4				
技能労務職	27	379,870	28	1	53	10	388,300	29	1	59	4	347,000	24	1	42	9				
教育職	7	433,971	28	9	53	0	443,599	33	1	56	1	383,838	23	1	46	7				
計	898	332,277	20	2	42	11														

イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	144,600円
中級（短大卒）	”	157,300円
上級（大学卒）	”	176,700円

ウ ラスパイレス指数

年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
指数	99.8	100.4	101.5	101.6	101.9	101.4	109.2	108.5	99.9	99.9
							参考値 100.9	参考値 100.3		

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

注2：「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（平成27年度）

(1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	27年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。 また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	27人	計9日	前期 33会議室、郷土美術館2階会議室 アビリティセンター(株) 白石香里、高岡智望 庁内講師 3市合同研修 四国中央市 ホテルグランフォーレイトマン(株) 伊藤 俊一郎 中期 5階大会議室 アビリティセンター(株) 白石香里、高岡智望 庁内講師 後期 コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道雅輝 庁内講師 コミュニティ防災センター 産業遺産研修 別子銅山記念館ほか
第2部	採用後1年 経過職員	職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。 (施設体験研修を含む) また、新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。	25人	計7日	産業遺産研修 旧別子ほか 施設体験事前研修 コミュニティ防災センター 特別養護老人ホームふたば荘 白石正 特別養護老人ホーム1日間体験研修 特別養護老人ホームふたば荘ほか5施設 合同研修 5階大会議室 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む)	8人	計2日	5階大会議室、イオン新居浜会議室 イオン教育リーダー、庁内講師ほか (一社)日本経営協会 今井和興
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	9人	1日	コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	25人	1日	コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	18人	2日	コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 阪口武
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	12人	1日	コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道雅輝
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	18人	1日	コミュニティ防災センター 学校法人 追手門学院大学 秦 敬治

(2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「市町村アカデミーe-ラーニング研修」	希望職員	19 ^人	— ^日	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	67	2	コミュニティ防災センター 庁内講師
副市長ミーティング	27年度新規職員が配属さ れた課所室の所属長	18	2 (4班)	副市長応接室
特別研修 「新居浜市地域経済構造分析調査報 告会」	希望職員	42	1	5階大会議室 (株)いよぎん地域経済研究セン ター 山崎浩平
特別研修 「技術職員研修～新居浜市の事業史～」	技術職員	135	7	大会議室、41会議室、 コミュニティ防災センターほか 庁内講師
特別研修 「スキルアップ研修(選択研修)」	希望職員(主事級及び 主任級)	87	6	庁舎会議室 庁内講師
特別研修 「平成27年度個人番号制度研修」	番号制度PT事務局・班 員	45	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「e-ラーニング講座 制度運用篇コ ース」	希望職員	19	—	庁内LAN接続パソコン
OA研修 情報セキュリティ(e-ラーニング) 情報セキュリティ一般コース	全職員(4年間に分けて 実施)第1年度	238	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「企業に学ぶ—住友共同電力(株編)—」	希望職員(管理職)	24	1	5階大会議室 住友共同電力(株) 山内智宏 村上弘
特別研修 「危機管理研修」	管理職	61	1	5階大会議室 消防科学総合センター 毛利泰明
特別研修 「情報セキュリティ等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
特別研修 「窓口対応力向上研修」 第1回集合研修	希望職員	107	2 (3班)	コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) インストラクター
特別研修 「窓口対応力向上研修」職場研修	希望職員	22	10月～ 1月	各職場
特別研修 「窓口対応力向上研修」 第2回集合研修	希望職員	16	1	5階大会議室 アビリティセンター(株) インストラクター
特別研修 「協働事業市民提案事業意見交換会」	協働推進担当職員、希望 職員	42	1	コミュニティ防災センター
特別研修 「マネジメント能力開発研修」	課長以上の職員	109	2 (3班)	5階大会議室 FPM-α 今井和興
特別研修 「人事評価(面談)研修」	主・技幹以上の職員	109	2 (2班)	コミュニティ防災センター (有)能力開発システム研究所 木曾千草
特別研修 「人事評価(目標管理)研修」	副課長級以上の職員	113	2 (3班)	コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 山口貞利
特別研修 「業務改善運動(咲かせよう!業務改善 の花)」	希望職員	17	1	5階大会議室 職員
特別研修 「文化行政研修」	希望職員	46	1	5階大会議室 住友史料館 末岡照啓
特別研修 「男女共同参画推進事業所研修会」	副課長級以上の希望職員	6	1	別子銅山記念図書館 三井物産ロジスティクス ・パートナーズ 川島高之

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会場・講師等
地区別人権・同和教育懇談会庁内事前研修	全職員	591 ^人	6日 (11班)	コミュニティ防災センター、別子山支所
地区別人権・同和教育懇談会	全職員	723	6月～7月	各校区内公民館、自治会館ほか
人権・同和教育主催者養成研修	主催者	43	1	コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング	主査、副課長昇任職員	27	1	5階大会議室
人権講演会	全職員	1,036	2 (3班)	市民文化センター中ホール 久万高原町 人権擁護委員 橋本広綱
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～2月	各職場

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
法令実務能力の向上B(応用)	庁内人選	1 ^人	11 ^日	千葉市
観光戦略と地域ブランド	庁内人選	1	5	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	1	11	千葉市
住民とともにすすめる地域政策	庁内人選	1	9	千葉市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	千葉市
文化・芸術の活用による地域づくり	庁内人選	1	5	千葉市
自治体財政運営	庁内人選	1	9	千葉市
固定資産税課税事務(土地)	庁内人選	1	11	千葉市
固定資産税課税事務(家屋)	庁内人選	1	11	千葉市
選挙事務	庁内人選	1	9	千葉市
監査事務	庁内人選	1	9	千葉市
災害に強い地域づくりと危機管理	庁内人選	1	9	千葉市
使用料等の滞納債権の回収強化	庁内人選	1	5	千葉市
住民窓口サービスの向上	庁内人選	1	5	千葉市
地域保健と住民の健康増進	庁内人選	1	9	千葉市
子育て支援対策	庁内人選	1	5	千葉市
ICTによる情報政策(番号制度導入への対応)	庁内人選	1	5	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治体の自立的な財政運営	庁内人選	1 ^人	3 ^日	大津市
シニアマネージャー研修	庁内人選	2	3	大津市
法令実務A～法務の基礎と実務～	庁内人選	1	4	大津市
市町村の経済構造と経済波及効果の分析	庁内人選	1	3	大津市
災害発生後の市町村の役割	庁内人選	1	3	大津市
ソリューションフォーカスによる解決構築 (インターバル)	庁内人選	1	4	大津市
地方公営企業法の適用に向けた実務	庁内人選	1	3	大津市
人口減少を前提としたこれからの自治体 経営	庁内人選	2	3	大津市
空き家対策からまちづくりを考える	庁内人選	1	3	大津市
事務事業評価の活用(インターバル) ～実践上の課題と対応～【前期】	庁内人選	1	6	大津市
使用料等の債権回収	庁内人選	1	5	大津市
滞納整理の実践と徴収マネジメント	庁内人選	1	5	大津市
学習する組織を目指して	庁内人選	1	3	大津市

(6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市町係長級研修(第71期)	庁内人選	1 ^人	4 ^日	松山市
県・市町中堅職員研修(第16期)	庁内人選	1	4	松山市
民法講座	庁内人選	2	2	松山市
地方自治法講座(1回目)	庁内人選	2	2	松山市
行政法講座	庁内人選	1	3	松山市
業務効率向上講座	庁内人選	1	2	松山市
文章力向上講座(1回目)	庁内人選	2	2	松山市
折衝力・交渉力講座	庁内人選	1	2	松山市
地方自治法講座(2回目)	庁内人選	1	2	松山市
タイムマネジメント講座	庁内人選	1	2	松山市
ロジカルシンキング講座	庁内人選	1	2	松山市
実践営業力講座	庁内人選	1	3	松山市
協働型政策立案講座	庁内人選	1	3	松山市
政策立案講座	庁内人選	2	3	松山市
政策法務講座	庁内人選	1	2	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	5	2	松山市
土木職員技術研修(前期)	庁内人選	1	3	松山市
土木職員技術研修(後期)	庁内人選	1	3	松山市
財政運営実務(財務書類作成・分析)講座	庁内人選	1	3	松山市

(7) 消 防

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県消防学校「初任教育」	担当者	3 ^人	173 ^日	松山市
愛媛県消防学校「救助科」	担当者	2	31	松山市
愛媛県消防学校「救急科」	担当者	5	53	松山市
愛媛県消防学校「警防科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「機関員運転講習」	担当者	4	2	松山市
愛媛県消防学校 「救急救命士に対する追加講習」	担当者	4	4	松山市
愛媛県消防学校「初級幹部科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「緊急消防援助隊研修」	担当者	3	1	松山市
愛媛県消防学校「惨事ストレス研修」	担当者	3	1	松山市
愛媛県消防学校「予防査察科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「火災調査科」	担当者	1	12	松山市
救急救命士養成研修	担当者	1	197	北九州市
消防大学校（救急科）	担当者	1	31	東京
消防大学校「新任消防庁・学校長科」	担当者	1	12	東京

(8) 自治大学校

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治大学(第2部課程)第173期	庁内人選	1 ^人	72 ^日	東京
地方公会計特別研修第1期	庁内人選	1	5	東京

(9) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
道路構造物の維持管理	担当者	1 ^人	3 ^日	小平市
市町村道	担当者	1	4	小平市
コンクリート構造物の維持管理・補修	担当者	1	3	小平市
建築工事監理	担当者	1	5	小平市

(10) 日本下水道事業団

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
実施設計コース 管きよ設計Ⅱ	担当者	1 ^人	17 ^日	戸田市

(11) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
新任担当者のための秘書実務	担当者	1 ^人	2 ^日	名古屋市

(12) 日本広報協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
広報セミナー2015	担当者	1 ^人	2 ^日	横浜市
危機管理セミナー	担当者	1	3	東京
広報基礎講座 京都セミナー2015	担当者	1	2	京都市

(13) NPO関連研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
地域力・協働力・支援力研修 in 岡山2015	担当者	2 ^人	1 ^日	岡山市

(14) 愛媛県派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	1 ^人	365 ^日	愛媛県

(15) 人権教育

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
全国人権・同和教育研究大会	庁内人選	1 ^人	2 ^日	長野市

(16) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1 ^人	4 ^日	武蔵野市ほか
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	横浜市ほか
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	苫小牧市ほか
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	長野市ほか
都市基盤・道路網整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	花巻市ほか
地方創生特別委員会	担当者	1	4	金沢市ほか
災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	塩竈市ほか

(17) その他

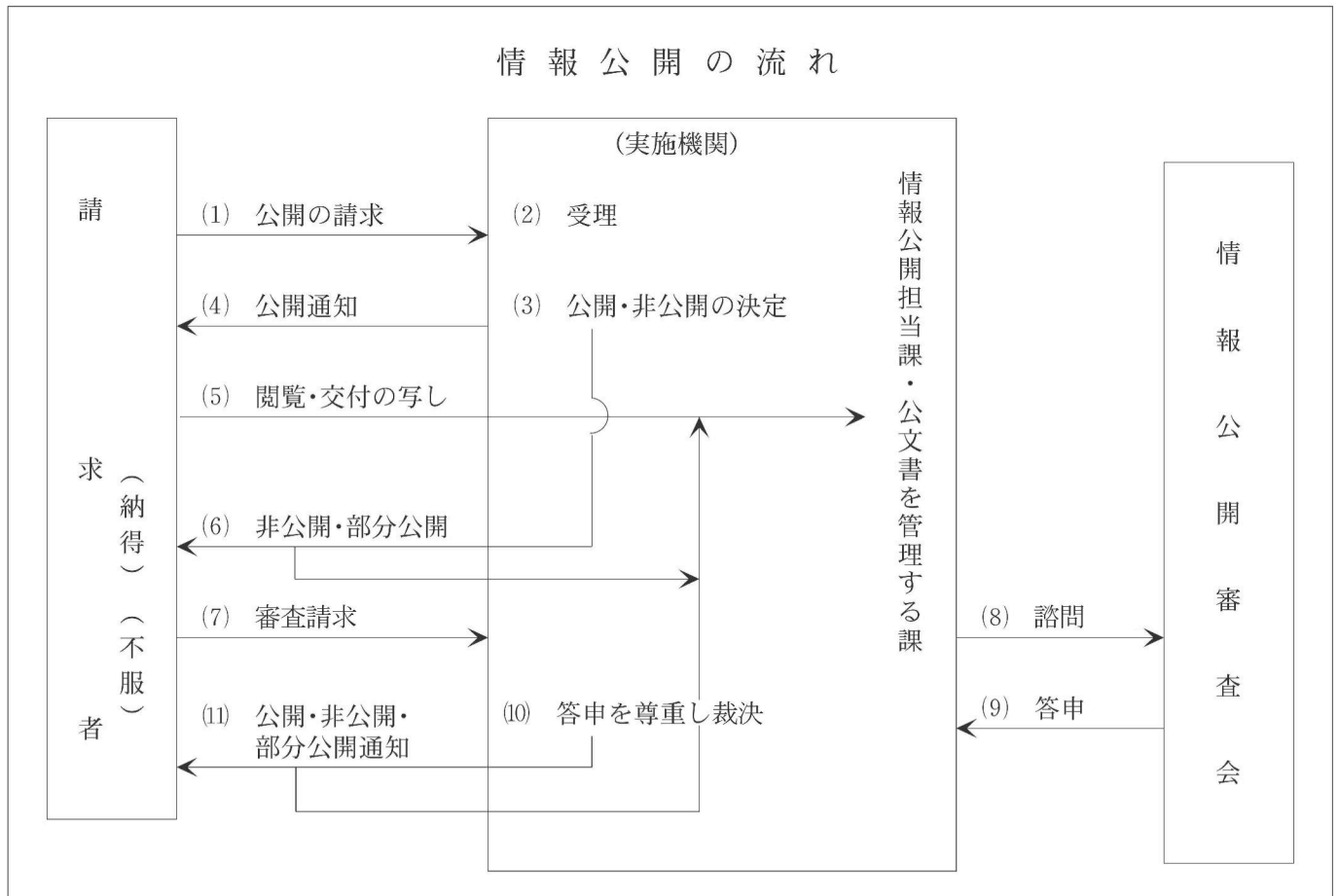
研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
平成27年度ブロック別徴収事務研修	担当者	1 ^人	2 ^日	山口市
四国自治体・中堅職員交流研修	希望者	5	2	高松市

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が持っている行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、

平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続き



(2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に諮問し、その意見を尊重して公開するかどうかを裁決することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	26		27	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	17	8	11	8
部分公開	17	1	24	5
非公開	0	0	0	0
不存	1	0	1	1
不存立	0	0	0	1
取下げ	0	0	0	0
合計	35	9	36	15

注：実施機関とは、市長（水道局を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正又は利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含む全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

(2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注意情報については、行政事務執行上や

むを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

(3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得ないときなどに限る。

(4) 自己情報の開示の請求及び訂正又は利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示及び訂正、利用停止の請求ができる。

(5) 審査請求

個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。

この場合、公正な判断を行うため、個人情報保護制度の重要な事項に対して審議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで毎年1回公表している。平成27年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、548件である。

表(1) 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分 実施機関	26		27	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	1	0	2	0
部分開示	4	0	0	0
不開示	0	0	0	0
不存	1	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
不服申立	0	0	0	0
合計	6	0	2	0